

挑みつづける、変わらぬ意志で。



2020年 8月11日 ver01 作成
2020年 8月17日 ver02 作成
2020年 9月 1日 ver03 作成
2020年11月 2日 ver04 作成
2020年11月19日 ver05 作成

2021年 1月 8日 ver06 作成
2021年 2月 5日 ver07 作成
2021年 3月31日 ver08 作成
2021年 8月13日 ver09 作成

2022年 1月18日 ver10 作成
2022年 1月31日 ver11 作成
2022年 2月 3日 ver12 作成
2022年 3月17日 ver13 作成

【ご参考】会員企業の皆様へ

職場で新型コロナウイルスの感染が 疑われたら読むガイド



～お客様・従業員・事業を守るための初動対応を中心に～

※本ガイドは、主に都内事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の予防や感染者発生時の対応に関する基本的な事項をまとめたものです。実際の対応については、最新の法令・各種ガイドライン等を遵守するとともに、保健所・医療機関の指示に従ってください。



【目次】

- Part1 職場における感染予防策(自社の予防体制のチェックリストとしてご活用ください)
- Part2 感染が疑われる従業員への対応策
- Part3 感染者が発生した場合の対応策
- Part4 Q&A、リンク集

Part 1 職場における感染予防策

今すぐ、できることに
しっかり取り組みましょう！

挑みつづける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所

※実際の対策には、東京都感染拡大防止ガイドラインや業界団体のガイドラインも参照してください。

1. 正しい情報を把握し、冷静に対応しよう！

- ☐ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
…コロナウイルス情報、政府の取り組みなど
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ☐ 「接触確認アプリ(COCONA)」のインストール
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- ☐ 東京都「新型コロナウイルス感染症対策サイト」
…東京都の感染状況、感染疑いのある方へのお知らせなど
<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>
- ☐ 東京都「新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」
…都民・事業者向けに支援策を紹介するサイト
<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>
- ☐ (一社)日本渡航医学会・(公社)日本産業衛生学会
「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」
<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0604koukai.pdf>
- ☐ 従業員の健康状態をチェックする
…出勤前、従業員に検温や体調確認をさせ、毎日報告など



2. 毎日できることをしっかりやろう！

- ☐ 利用者・従業員にマスク着用の徹底を周知し、着用していない場合は配布等に努めている。
- ☐ 消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。
- ☐ 咳エチケットの励行、共用タオル等を使用しない、制服をこまめに洗濯する等衛生管理を徹底している。

3. ソーシャルディスタンスは出来るだけ2m！

- ☐ 行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約等により混雑を回避している。
- ☐ 座席の工夫(アクリル板の設置)など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないよう周知している。
- ☐ 対面が想定される場所への遮蔽物(窓口の透明ビニール)等の設置、キャッシュレス化等で接触機会を低減している。

4. 3つの密(密閉・密集・密接)を避けよう！

- ☐ 3密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。
- ☐ 扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど、定期的な換気を行っている。
- ☐ 従業員の休憩室等はできる限り換気を行い、対面で食事・会話をしないようにしている。

5. こまめな施設の清掃・消毒が大切です！

- ☐ 熱がある利用者の入場・入店をお断りしている。
- ☐ 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。
- ☐ 使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛るなど密閉して捨てるよう表示している。
- ☐ 清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。

Part 1 職場における感染予防策

今すぐ、できることに
しっかり取り組みましょう！

挑みつづける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所

※実際の対策には、東京都感染拡大防止ガイドラインや業界団体のガイドラインも参照してください。

6. コロナ禍を契機に、社内体制を整備しよう！

- 緊急事態を想定した訓練の実施やBCP(事業継続計画)・新型コロナウイルス感染防止体制(感染防止対策の策定・変更について全社的に検討する機関)の整備等に取り組んでいる。
- 体制整備には経営者が積極的に関与するとともに、制度作りにとどまらず、現場でしっかり機能するように従業員に対し、周知・理解促進を図っている。
- 体制整備には衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフ、弁護士・社労士等の専門家、労働者代表も加えるなど様々な意見を取り入れるよう工夫している。
- テレワーク(在宅勤務など)、時差出勤といった柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでいる。

[参考1]

感染症対策支援ツールを無償提供！

～東商、東京都医師会、東京都の三者が連携～

「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」

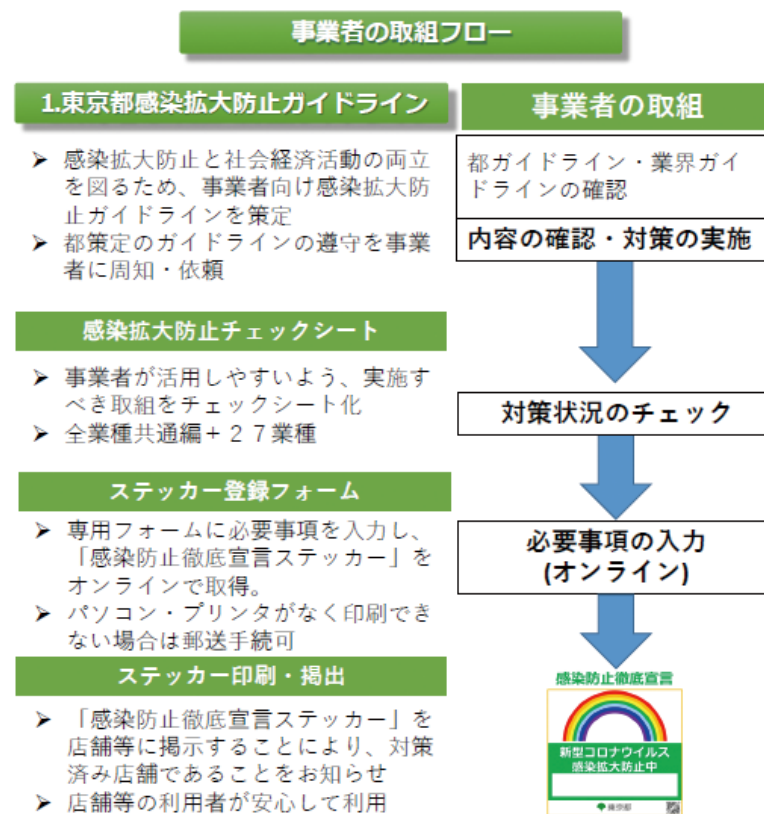
- コースⅠ：新型コロナウイルスを含む感染症に関する基本的な知識を学べる設問形式のドリル・Eラーニングを提供。
- コースⅡ：基本的な感染症BCP(業務継続計画)を作成できるガイドとひな型を提供。感染症の発生段階に応じた、より実用的フォーマットにリニューアル。
- コースⅢ：風しん抗体検査の受診・予防接種の促進をサポート。

「職場で始める」で【検索】！事業説明会の動画をオンライン配信
<https://www.tokyo-cci.or.jp/kenkokeiei-club/12/>

7. 「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得しよう！

東京都では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、事業者向け東京都感染拡大防止ガイドラインを作成。

本ガイドラインや各業界団体作成のガイドラインを参考に、事業者の皆様へに感染防止対策を徹底していただき、対策を行った店舗・事業所を登録することで、「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得できる。



(出典：東京都総務局)

Part 2 感染が疑われる従業員への対応策

※6ページの対応フロー図をご参照ください

体調不良のサインが出たら、絶対に無理をしない・させない

1. 従業員から発熱があると連絡を受けた場合、または社内で発熱者が出た場合

- 基本は、風邪の症状が一つでもあれば、速やかにかかりつけ医等に相談・受診！
- 本人に症状がなくても、家族に体調不良の兆候があれば無理をさせない
- 従業員に自宅待機などを命じる場合は、感染症法、労働関係法令、就業規則等もチェック→休暇付与や休業手当支給、労働者派遣などに関して問い合わせが多い
※詳細は巻末Q&A「Q 2. 新型コロナウイルスに関する労働法令・ルールを確認したい」を参照
- 風邪の症状はないが、「感染したかもしれない…」と不安に思う方もフォローする
→「新型コロナコールセンター(0570-550571)」に電話するようアドバイス！
※「感染予防法が知りたい」といった相談も可。



2. 従業員に接触確認アプリ「COCOA」の通知があった場合

- 「COCOA」は利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる
 - 利用者への通知は、1日1回程度。なお、アプリの設定で「通知をON」にすると、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示される
 - COCOAの通知があった場合は、アプリの画面に表示される手順に沿って自身の症状等を選択すると、受診・相談センターなどの連絡先が表示される
→「東京都発熱相談センター COCOA専用ダイヤル(電話番号はCOCOAで通知)」に電話相談！
※症状や患者との接触歴等の聞き取りを行う。内容に応じて地域の身近な医療機関を案内
- ☑「接触確認アプリ(COCOA)」のインストール → https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

Part 2 感染が疑われる従業員への対応策

※6ページの対応フロー図をご参照ください

体調不良のサインが出たら、絶対に無理をしない・させない

3. かかりつけ医等への相談対応と職場復帰の目安

○症状をほとんど呈さない(微熱もしくは発熱しない) 新型コロナ陽性例が多い。発熱や風邪症状の体調不良を認める場合は、従業員に対してコロナの検査を受けることを勧める。

(A) まずは、「かかりつけ医」、「地域の身近な医療機関」に電話相談！

(B) かかりつけ医がない場合、相談する医療機関に迷う場合、土日や夜間等かかりつけ医が休診の場合は、
「東京都発熱相談センター(03-5320-4592)」に電話相談！

①「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合

②重症化しやすい方(高齢者・基礎疾患のある方)や妊婦の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合



→特に①・②の場合は、できるだけ早く受診させること！

○発熱や風邪症状が改善したとしても、医療機関を受診しない、受診はしたもののコロナの検査を受検しなかった際には、新型コロナウイルス感染症を完全に否定することはできない。その場合は、以下の目安で職場復帰を推奨する(産業医等とも要相談)。

○「陰性証明」や「復職診断書」を医療機関に求めないようにすること

医療機関でコロナに感染していないことが【確認できた】場合	●解熱後に少なくとも72時間が経過しており(a)、発熱以外の症状が改善傾向である(b)。 (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状(ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある)
医療機関でコロナに感染していないことが【確認できない】場合	●発症後に少なくとも8日が経過している。 ●解熱後に少なくとも72時間が経過しており(a)、発熱以外の症状(b)が改善傾向である。 (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

Part 2 感染が疑われる従業員への対応策

※6ページの対応フロー図をご参照ください

体調不良のサインが出たら、絶対に無理をしない・させない

4. 感染の疑いがあり、受診が必要と判断された場合

- かかりつけ医、地域の身近な医療機関や東京都発熱相談センターから、**最寄りのPCR検査センター、新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)**を紹介してもらい、**受診する**
→マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診すること

5. 受診の結果、医師が「検査の必要あり」と判断した場合

- 東京都健康安全研究センター、各区で設置している新型コロナウイルス検査センター、民間検査機関(インターネットで検索可能「例:〇〇区PCR検査」)等で**PCR検査を行う**

(A) 陰性なら…自宅で安静／症状が改善しない場合は再度、かかりつけ医または東京都発熱相談センターに相談

(B) 陽性なら…入院(感染症指定医療機関等)または宿泊療養・自宅療養等

※入院対象は重症化しやすい高齢者らに絞られる(入院の適応は医師が判断)

〈東京商工会議所 新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)の実施(2022/1/6公表)〉

東京商工会議所では、新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目の接種)について、東京都医師会等と連携し、産業医のいない50人未満の会員事業所のうち行動制限が出た場合にワクチン接種の有無が影響を与える業種を中心に、4月中旬からの実施に向けて準備を進めている。2月下旬を目処に詳細が決まり次第、東商マイページで随時お知らせします。

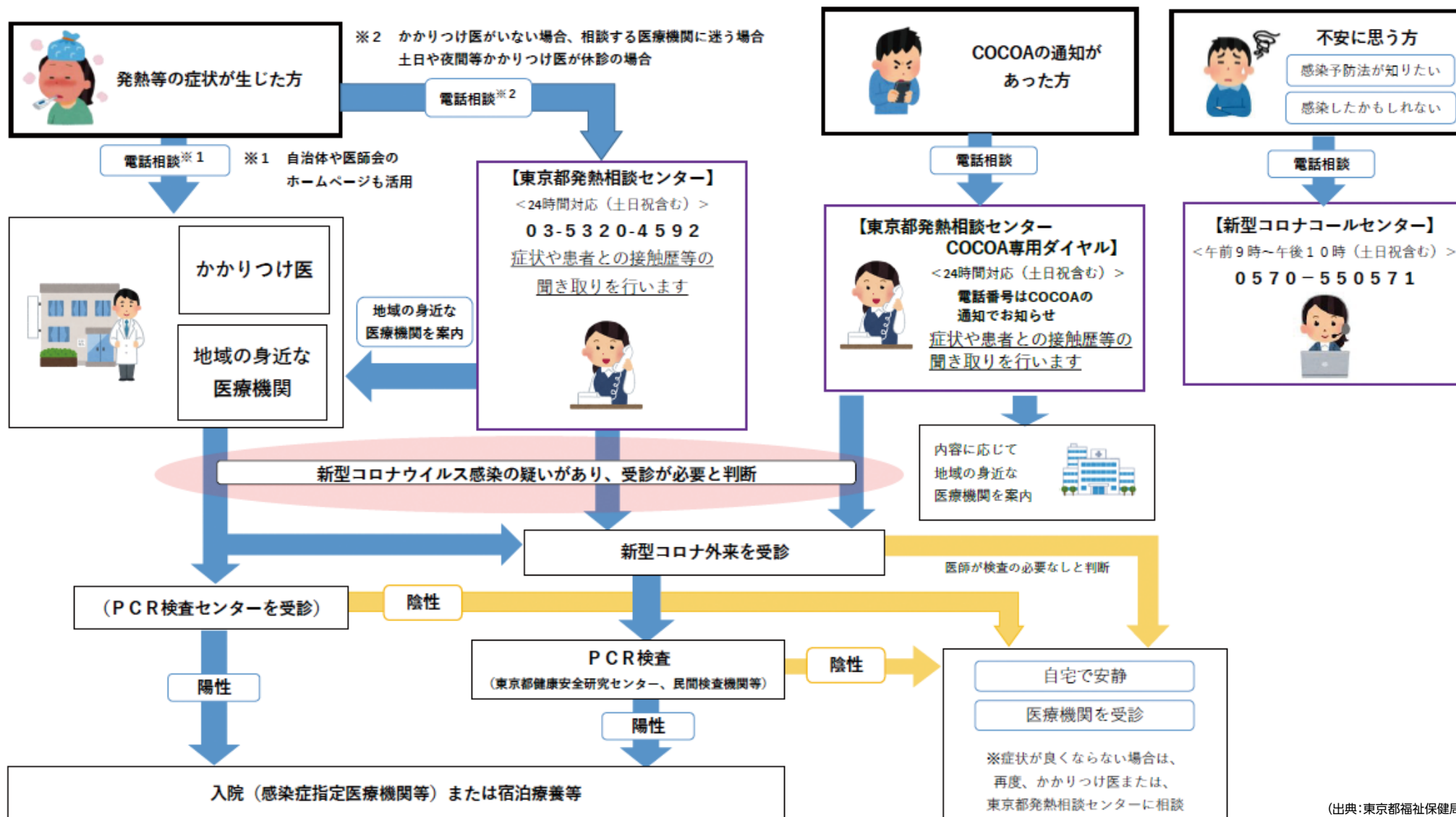
URL: <https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1026272>

【コロナウイルス検査方法・特徴】

(出典:各種報道等資料)

	目的	検体採取部位	検査対象	精度
PCR検査	現在の感染状況	鼻・喉の粘液 喀痰、唾液	ウイルスの遺伝子	正しい判定は7割程度
抗原検査	現在の感染状況	鼻・喉の粘液 唾液	ウイルスに特有の蛋白質	PCR検査に劣る
抗体検査	過去の感染実績	血液	ウイルスの抗体	精度にばらつきがある

[参考2] 感染が疑われる場合の対応フロー



（出典：東京都福祉保健局）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/coronasodan.html

Part 3 感染者が発生した場合の対応策

待ちの姿勢はNG！感染者のプライバシーへの配慮を忘れない！

1. 関係先(保健所・医療機関、自治体、取引先等)への報告と連携

- 速やかに管轄の保健所に報告し、指示に従う(必要に応じて産業医にも連絡)
 - ・あらかじめ保健所と事業者との間で連絡窓口(担当者)を決めておく
 - ・保健所の調査に協力するため、情報を整理する
 - 発症日、勤務した場所、感染者情報(感染者の業務内容やフロア図・座席など)、濃厚接触者、日頃取引のある業者などをリスト化しておく。
 - トラブルを避けるため、本人に個人情報取得や第三者提供の同意を得ておく。
 - ・必要に応じて、自治体、取引先、ビル管理会社、事業者団体(商店会)、町内会などの関係先へ連絡
- 感染が確認された場合は医療機関の指示に従い入院等が必要
 - 高齢者や基礎疾患がある人など重症化しやすい患者への治療に重点を置くため、**軽症・無症状の場合、宿泊療養(適切な者は自宅療養)での対応**となる。
 - (入院の適応は医師が判断。今後の政府方針の変更等にもご注意ください)

2. 事務所内の清掃・消毒

- 保健所からの指導に基づき、事業者が職場を清掃・消毒(費用は事業者の自己負担)
 - ・地域にある消毒業者を調べておくほか、消毒に必要な物品が揃っているか確認

【事務所内・共用部分】ドアノブ、テーブル・椅子、スイッチ・ボタン(照明、電話・エレベーター)【水回り】蛇口、トイレのレバー・フタ…など

- 保健所からの指導に基づき、感染付近のエリア・事業所の一時閉鎖などを検討
 - ・通常の業務ができなくなるのであれば、对外広報を行う(次頁参照)
 - 保健所からの指導がない場合もあるので、能動的に対応すること！



[参考3] 初動対応を整理しよう

あらかじめ、ケース毎に場合分けしておくとうい

【表の見方】

- 本人・同居家族の風邪症状の有無・感染状況別に、本人の初動対応方針をまとめたイメージ図。
- 本人・家族とも接触確認アプリ「COCOA」をインストールしていることが前提。あくまでも考え方を整理したものであり、新型コロナウイルスの感染拡大防止を保証するものではない。
- また、各企業・現場でこの分類よりも保守的に対応することで、さらなる感染拡大防止につながる可能性がある。実際の対応については最新の法令や各種ガイドライン等を遵守するとともに、保健所・医療機関の指示に従うこと。

本人・同居家族の風邪症状の有無・感染状況別 本人の初動対応方針（イメージ図）				本人			
		風邪等の症状		重度	←	→	軽度
		風邪等の症状		症状の有無に関わらず		咳・熱等 風邪症状あり	
		感染状況		濃厚接触者の可能性あり		無症状	
		感染状況		コロナ陽性 （検査結果）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	接触確認アプリ 「COCOA」から陽性者との 接触に関する通知有り	COCOA 通知無し
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	接触確認アプリ 「COCOA」から陽性者との 接触に関する通知有り	COCOA 通知無し
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）	濃厚接触者に確定 （保健所判断）
		感染状況		濃厚接触者に確定 （保健所判断			

・あくまでも対応の目安であり、本人の健康・感染拡大防止のために、より保守的に対応するという判断もある。

・業種や業界、本人の仕事内容（外勤か内勤か、どの程度の時間人と接するか、飲食の機会はあるのか、手指消毒が常にできる環境か等）を踏まえて、各事業者で判断すること。

Part 3 感染者が発生した場合の対応策

待ちの姿勢はNG！感染者のプライバシーへの配慮を忘れない！

3. 職場で陽性者が出た場合、自主的な感染対策の徹底が求められる

○これまで職場で陽性者が出た場合は、濃厚接触者を特定し、一律に自宅待機などを求めたが、今後はクラスターが発生した場合などを除き、濃厚接触者の特定・行動制限は必ずしも行う必要はなくなり、状況に応じて自主的な感染対策を徹底することが求められる（厚生労働省 2022/3/16）。

- (1) 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- (2) 事業所等で感染者と接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は、高齢者や重症化リスクの高い方との接触や高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知する。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促す。
- (3) 事業所等で感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる。
- (4) 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や重症化リスクの高い方との接触や高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

※ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等は、これまで同様、保健所等による調査や、感染対策の協力要請が実施される。

※高齢者・障害児者施設、医療機関、保育所、幼稚園、小学校などで陽性者が発生した場合の対応や濃厚接触者の追跡・待機期間（毎日の検査で勤務継続できる）などは別に定めがある。

[参考4] 職場クラスターを防ぐために

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



都道府県労働局・労働基準監督署

R3.2

○厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する働く方・経営者への支援などのリーフレットをまとめて掲載しています。是非、ご活用ください。

【職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧】

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

基本的な対策・行動を徹底しているのに、職場クラスターが発生するケースが多発！

次ページ以降の各企業の具体例を参考に、自社の取組を見直してみましょう！

[参考4] 職場クラスターを防ぐために

チェックポイント①:テレワーク・時差出勤等を推進する

#	取組・ねらい	具体例	ご参考
1	テレワークや交替制勤務の導入で、一度に出社する人数を大幅に減少させ、感染者が発生した場合の影響を最小限に抑える。	● 1週間や日替わりでの2交替制勤務・テレワークを導入。 ● 陽性者が出た場合も事業継続できるように、同じ係で固まらないように座席を離す。どこに誰が座ったか、記録を毎日残す。	
2	時差勤務制度を活用し、「密」を回避。朝夕、共用する更衣室等での密集を避ける。	● 時差勤務制度の導入。 ● 更衣室や浴場を利用する際、時間制・交替制。	
3	テレワーク及びオンライン会議の推進。 ※マスクの着用、手洗い、人との距離確保を徹底。大人数・長時間はリスクと認識。 →例えば、会議のオンライン化(従業員同士の接触を避ける)、打ち合わせ時間を短くする等の対策が効果的	● 出社が必要な仕事とテレワークで対応できる仕事を峻別。出社が必要な業務以外は、極力テレワークを実施。 ● オンライン会議用の個人ブースを事業場内に設置することで、会議を対面から原則オンラインに切り替え。 ● 朝礼や打ち合わせでも、敢えて一か所に集まらず、自席からインカムやZoomなどでコミュニケーションを取る。 ● 感染拡大地域はより積極的にテレワークを実施。	

(厚生労働省資料を基に事務局作成)

[参考4] 職場クラスターを防ぐために

チェックポイント②:体調が優れない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作る

#	取組・ねらい	具体例	ご参考
1	多数の関係者が出入りすることから、自動で入場者の検温ができるサーモカメラを配置。発熱者の入場を禁止している。	● 入口にサーモカメラを設置し、体調確認。 ● 体調確認アプリを活用。従業員の体調管理を徹底。	 
2	体調不良の際の休暇取得を推進するため、ルールを決めて従業員に周知する。	● 毎日検温を実施し「検温の結果、37度以上の場合は出勤前に事業場に連絡の上、休業する」などルールを明確化。 ● 抗原検査キットを常備し、体調不良時は速やかに検査。 ● 同居の家族に体調不良者がいる場合のフローを定める。 ● 新たに公休制度を設けたり、年次有給休暇取得との選択制とするなど制度化。 ● 行動フロー図の作成と周知。	

(厚生労働省資料を基に事務局作成)

[参考4] 職場クラスターを防ぐために

チェックポイント③: 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行う

#	取組・ねらい	具体例	ご参考
1	休憩所・食堂・ロッカー等共用スペースでの感染拡大を防ぐ。	● 向かい合わせでの利用を避けるため、テーブルの中央にビニールカーテンを設置。 ● 対面式の食堂の座席数を減らし、一方方向で着席させる。 ● 食堂の利用待ちの際、床に2m間隔でテープを貼る。 ● 食事は、個食・黙食を励行。 ● ロッカールームを増設(使用していない部屋などを転用) ● 飛沫感染を防ぐため、マスクだけでなく、ゴーグルも着用。	  
2	定期的な換気を行う。 ※地下やフロアの片隅など換気が悪いエリアは職場クラスターが発生しやすい。	● 「30分毎に2分間の換気」などルール化し、アラームで周知。 ● 空気清浄機や加湿器を利用し、換気の悪い密閉空間を無くす。	 
3	ミーティング等でも従業員同士の距離を一定に保つ。	● 朝礼時の立ち位置にマーク。 ● エレベーターの四隅にマーク。	
4	社用車での移動時の感染を防ぐ。	● 従業員が利用する車両にビニールシートを設置するとともに、乗車定員も減らして車内の密を回避。	 

(厚生労働省資料を基に事務局作成)

[参考4] 職場クラスターを防ぐために

チェックポイント④:休憩所、更衣室などの”場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行う

#	取組・ねらい	具体例	ご参考
1	休憩所・更衣室などにある手指消毒用ポンプの使用を介した感染拡大を防ぐ。 ※仕事で休憩時間に入った時など、場面が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。	●従業員出入口に設置していたプッシュタイプ式の消毒液を足踏み式に変更。足踏みの際、足ふきマット等で靴の汚れ落とし、消毒などを習慣化。	 
2	3密を避けるため、昼休み・休憩時間をずらす。	●昼休みのシフト制(食堂利用時間のシフト制、人数の制限)。 ●休憩時間・休憩場所のシフト制。	
3	「感染が高まる『5つの場面』」を避けるため、懇親会等の開催を控える。 	●チラシ・リーフレット等活用し感染しやすい5つの場面を従業員に周知。 ●懇親会に掛けていたコストを、従業員の外での飲食の機会を減らすために活用(例えば、自宅で食べる飲食料品を配布)。 ●懇親会の代わりにオンラインで意見交換会等を行う。 ●外国人の従業員向けに、外国語や平易な日本語でも周知。	

(厚生労働省資料を基に事務局作成)

[参考4] 職場クラスターを防ぐために

チェックポイント⑤:手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行う

#	取組・ねらい	具体例	ご参考
1	手洗い・手指消毒を徹底する。 	●手洗い場を増設。 ●正しい手洗い方法等を掲出。基本的な感染防止対策を周知。 ●建設工事現場等で温水ヒーターを設置。寒冷期の屋外であっても手洗いしやすいように配慮。	 
2	複数人が触る箇所での感染拡大を防ぐ。	●ドアノブにアタッチメントを取り付け、手のひらで直接触ることなく、肘や足を使ってドアを開くようにする。 ●階段の手すり付近に自動手指消毒器を設置。 ●ペーパータオルを用いて共用蛇口やドアノブ、ゴミ箱に手を触れずにトイレを使用する。	  
3	ごみ処理の際、感染拡大を防ぐ。	●マスク等のゴミを通常のゴミと分別して管理。 ●ゴミ処理の際、使い捨て手袋を使用する。	 
4	物品の共用による接触感染を防止する。	●来客者が共用で使用する筆記用具、スリッパ等の備品について、使用後の消毒を徹底し、使用済みのものと分けて配置。	

(厚生労働省資料を基に事務局作成)

[参考5] 自宅療養の注意点

自宅療養する方、同居の方の行動が感染拡大を防ぎます

- 新型コロナウイルス感染症罹患者については、これまで一律に「入院」とされてきたが、2020年10月24日から「入院」の対象は、65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者、臓器等の機能低下・免疫機能低下が認められる者、妊婦、重度・中等症の患者、医師が「入院させる必要がある」と認める者等に限定された。**これら以外の人は、宿泊療養あるいは自宅療養となる。**
- なお、「軽症」とは酸素吸入器などの医療機器を使わなくてもよい状態であり、患者が咳き込んでいたり「息が苦しい」、「つらい」などの自覚症状があったりしても、自分で酸素を十分に取りこめている状態であれば入院は必要なく、軽症の分類。
- さらに東京都は、医療提供体制がひっ迫していることを受けて、一律入院とされてきた65歳以上の高齢者であっても70歳未満で基礎疾患のない人は、ホテルなどの宿泊施設での療養を検討していくことになった(2020年12月17日現在)。

① 自宅療養中の方が守るべきこと

- ◆自宅療養中は、外出をしない。
- ◆鼻をかんだティッシュなどは、ビニール袋に入れ、口をしばって部屋から持ち出す。
加えて、同居する方がおられる場合は、
- ◆同居する方とは生活空間を分け、極力個室から出ないようにする。
- ◆部屋を出るときは、手をアルコールで消毒し、マスクを着用。
- ◆1時間に1回、窓を5～10分ぐらい開け、部屋の換気を行う。

② 自宅での感染予防 8つのポイント

- (1) 部屋を分けましょう
- (2) 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方にしましょう
- (3) 感染者・世話をする人は、お互いにマスクをつけましょう
- (4) 感染者・世話をする人は、小まめに手を洗いましょう
- (5) 日中はできるだけ換気をしましょう
- (6) 手のよく触れる共用部分をそうじ・消毒しましょう
- (7) 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう
- (8) ごみは密閉して捨てましょう

[出典] 東京iCDC専門家ボード「新型コロナウイルス感染症 自宅療養者向けハンドブック」

URL: <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/zitakuryouyouhandbook.files/zitakuryouyouhandbook0128.pdf>

〈自宅療養準備リスト〉

[食料・日用品] ※栄養バランスにも配慮して

- 主食(米、うどん、シリアル等)、菓子・ゼリー類、レトルト
- 冷凍食品、缶詰、水(多め)、スポーツ・野菜飲料
- 配達を活用(感染防止のため受取方法に配慮すること)

[衛生用品] ※同居の方に感染させないように多めに準備

- 除菌用アルコール、マスク、手袋、レインコート、ゴミ袋
- 体温計、ゴーグル(眼鏡)、生理用品、トイレットペーパー
- 洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉、洗口液、普段使っているシャンプー、ボディソープ等(嗅覚のチェックにもなる)

[常備薬] ※かかりつけ医の連絡先を控えておくこと

- 服用中の薬、お薬手帳(処方箋等)

[その他]

- 運転免許証、保険証、マイナンバーカード等を手元に用意
- ペットのいる方はペット用品(世話ができない方は親類・知人や民間支援団体に預かってもらうことを検討)

[参考5] 自宅療養の注意点

自宅療養する方、同居の方の行動が感染拡大を防ぎます

③ 自宅療養中の方、同居の方の心のケア

○自宅療養等により、それまで感じたことのない不安・心配におそわれることがある。日本赤十字社では、「おすすめすること」、「避けた方がよいこと」、「注意したいこと」に分けて不安やストレスへの対処方法(ヒント)を紹介。

おすすめすることの例	避けた方がよいこと・(同居の方が)注意したいことの例
● 自分自身の体調を客観的に、落ち着いて評価	● 最悪の事態を考え続けることは避ける(情報過多を避ける)
● 通常の睡眠・起床のペースを保ち、十分に食事を取る	● 一日中、睡眠を続けることはやめる(睡眠の質が低下する)
● 出来ることが限られていても、楽しくリラックス出来る活動を	● 感情を隠したり抑え込んだりしない(周囲と共有)
● 家族や友人と直接会えなくても、SNSで連絡を取ったり、LINEでビデオ・音声通話をしたりと、つながりを維持する	● 「仕事しなくて良くてうらやましい」、あの人は「コロナの人だ」といった心無い言葉をかけないこと

④ 同居家族(濃厚接触者)の待機期間の見直し(2022年2月2日～)

○これまで、新型コロナウイルス感染者と同居する家族が濃厚接触者になった場合、その待機期間は最短でも2週間だった。

→今般、感染対策をとってれば「7日間」に短縮。

○具体的には、これまで同居する家族(個室隔離のできない子供)が感染し、濃厚接触者となった場合、看病などで最後に接触した日から待機期間を数えていたため、家族が無症状で7日目に療養が解除されても、さらに7日間仕事を休む必要があり、結局、2週間の待機を求められていた。2月2日の見直しにより、感染者と同居する濃厚接触者は、①感染者の発症日か、②感染者が無症状の場合は検査をした日、③感染対策をとった日のいずれか遅い日から7日目までに発症しなかった場合は、8日目から待機が解除され仕事や学校に通えるようになった。

※例えば、子どもが発熱して検査で感染がわかった場合、発熱した日から感染対策を始めれば同居家族の待機期間は7日間。また、別の家族が感染がわかった場合はその日からさらに7日間待機することになる。

※感染対策について厚生労働省は部屋を厳格に分けるまでは求めず、保健所などが確認することもないとしているが、マスクの着用や手の消毒などできる範囲での基本的な対策をとってほしいとしている。

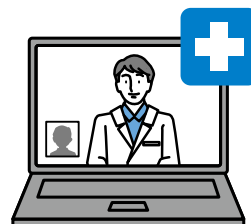
※また、幼い子どもがマスクの着用を嫌がる場合は、手洗いの徹底やタオル等の共用を避けるなどできる範囲の対策をとる。

Part 3 感染者が発生した場合の対応策

待ちの姿勢はNG！感染者のプライバシーへの配慮を忘れない！

4. 対外的な広報活動

- 自社のBCPや社内規定を踏まえて、広報体制や情報開示方針を策定
 - ・経営者が積極的に関与するとともに、弁護士等専門家の意見も聴く
- 職場で感染者が発生した場合、対外的に情報開示すべきかどうか検討する
 - ・例えば、「重要な事業の縮小で地域経済に大きな影響を与える場合」や「社会インフラの利用を介して感染拡大の可能性がある場合」などは、開示の必要性が高まる
 - ・一方で、海外事業所の従業員で他国の医療体制の中で対応できている場合などは、開示しないという選択肢もある
 - いずれにせよ、**感染の状況や業種・事業規模、顧客・取引先の数等で対応が異なり、ケース・バイ・ケースでの判断**が求められる。
- どのような情報をどこまで開示するか検討する（不必要な情報開示は却って混乱を招く）
 - ・感染場所、人数、経緯（感染が判明するまでの感染者の行動）、事業所の対応（感染者への対応、消毒作業の内容）、濃厚接触者の有無等は基本的な開示項目
 - 感染者の性別や年齢、行動履歴など**個人のプライバシーに関わる情報を開示する場合は、あらかじめ弁護士等専門家に相談しておくことが望ましい。**
- 広報窓口を一元化する
 - ・噂や不確定情報が独り歩きしないよう徹底し、「問い合わせ対応Q&A」を用意
- 対外的な広報手段を検討する
 - ・HP掲載、店頭・窓口での掲示が基本 ⇒ 必要に応じて関係先・取引先へ個別に通知 ⇒ さらに社会的に影響が大きい場合は「プレスリリース」を検討



Part 3 感染者が発生した場合の対応策

待ちの姿勢はNG！感染者のプライバシーへの配慮を忘れない！

5. 従業員とのコミュニケーション

- 同じ職場で感染者が出たことにより、他の従業員が動揺し、士気の低下を招いたり、「不安で休みたい」といった要望が増えたりする可能性がある
 - ・休暇や手当の支給方法についてあらかじめ社労士等専門家と対応方針を検討しておく
 - ・濃厚接触者がいる場合は、保健所に情報を提供（濃厚接触者もPCR検査が実施される）
→従業員の声や要望などを取りまとめて、経営側に伝えることも大切。
- 事実を隠さない（情報開示の範囲は弁護士等専門家と相談すること）
 - ・情報開示方針のもとで社内報やイントラネット・メールなどを活用し、社内では情報を共有（対外広報と同じタイミングで社内にも周知）
→さらに、経営者自らの言葉で感染拡大防止に向けた対応方針をしっかりと説明・周知。
- 状況の変化に応じて情報・対応方針は更新し、従業員全員に徹底すること
 - ・テレワークや自宅待機の従業員が増えると情報の共有が難しくなる
→「私は聞いていない」「取引先から指摘されて初めて知った」ということがないように、全員に情報を伝える手段を整えておく。
- 感染者本人へのフォローと職場復帰（差別やいじめを絶対に許さない職場環境をつくる）
 - ・適切な感染予防対策をとったうえでコロナウイルスに感染する＝悪いことではない
→感染した本人やご家族の気持ちに寄り添って、職場内で差別やいじめを起さない。
→インターネットで自社や感染者に関する風評被害が発生していないかチェック。
 - ・発症日から10日間経過後、かつ、症状軽快から72時間経過後（厚労省通知 6/12）、退院が可能（医療機関に「陰性証明」や「復職診断書」を求めない）
→復帰の際は、主治医・産業医等の助言に従い、在宅勤務含め感染防止策を徹底する。

Part 4 Q&A、リンク集

Q1. 新型コロナウイルス感染症に関して相談したい

- 厚生労働省 電話相談窓口 [番号] 0120-565653 (フリーダイヤル) [受付] 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)
- 東京都 電話相談窓口 [番号] 0570-550571 [受付] 9:00~22:00 (土日・祝日も実施)



Q2. 新型コロナウイルスに関係する労働法令・ルールを確認したい

- 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方角け)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

Q3. 業種ごとの対応ポイントやチェックシートがほしい

- 東京都「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン~「新しい日常」の定着に向けて~」
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1012758.html>
- 東京都「感染拡大防止チェックシート」
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008429/index.html>



Q4. 東京都内の保健所を調べたい

- 東京都福祉保健局 特別区保健所・保健センター一覧
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shisetsu/kuho_list.html
- 東京都福祉保健局 都保健所一覧(多摩地域、島しょ部)
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo.html>



Q5. 自費検査を提供する検査機関を調べたい(2020/12/28公表、随時更新)

仕事で海外に行く場合や、コンサートなどのイベントへの参加など社会経済活動を行うために、希望する方については無症状であっても、検査費用を自己負担することで検査を受けることができる(自費検査)。厚生労働省では検査機関のリストを公表している。

- 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

Part 4 Q&A、リンク集

Q6. 濃厚接触者の定義を確認したい(2020/4/20に定義が変更)

患者が発症する2日前から、1m程度の距離で、マスクをせずに15分以上会話した場合などが濃厚接触に該当する。
マスクをしていれば濃厚接触に該当しない。また、マスク無しでも1m超離れていれば濃厚接触には該当しない。

○国立感染症研究所 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q7. 自宅療養中の方、同居の方向けの注意事項を知りたい

○東京iCDC専門家ボード「新型コロナウイルス感染症 自宅療養者向けハンドブック」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/zitakuryouyouhandbook.html

Q8. 自宅療養中の方、同居の方のメンタルヘルスについて知りたい

○日本赤十字社「感染症流行期にこころの健康を保つために」シリーズ

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200327_006138.html



Q9. 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養について知りたい

○東京都 感染症対策部事業推進課 宿泊施設担当

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/iryo/kansen/syukuhaku.html>

Q10. 企業向け新型コロナウイルス対策情報が知りたい

○東京商工会議所 tosho antenna「企業向け新型コロナウイルス対策情報」

<https://tosho-antenna.jp/archive/category/企業向け新型コロナウイルス対策情報>

○厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

Part 4 Q&A、リンク集

【参考5】感染者が発生した場合の公表文例 1

丁寧バージョン

2020年〇月〇日
株式会社 □□
総務・広報グループ 広報担当

当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年〇月〇日、当社〇〇営業所に勤務する従業員1名が新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していることが判明いたしました。経過は以下のとおりです。

- 〇月〇日 体調不良により〇〇度の発熱。当日は有給休暇を取得し、自宅待機
- 〇月〇日 都内の医療機関を受診
- 〇月〇日 遺伝子検査の結果、新型コロナウイルス（COVID-19）陽性と判明
※当該者に直近の海外渡航履歴はありません。
- 現在、所管保健所の指導のもと都内のホテルにて療養中

これまで当社では、専門家会議の指摘や東京都からの要請を踏まえて、いわゆる「3つの密」を避けるため、手洗い、手指消毒、マスク着用等個人でできる感染防止策の徹底をはじめ以下の対応を進めて参りました。

- 事業（会議、セミナー、講演会、飲食を伴う懇親会等）の中止もしくは延期
- 発熱等の風邪症状がある社員の出勤見合わせ
- 不要不急の社内会議・打合せ、来客対応の中止
- 時間外業務・出張の原則禁止
- 時差出勤・テレワークの実施・有給休暇の取得促進による出勤者数の削減

現在、所管保健所の指導のもと、当該者の健康状態に関する経過観察、行動歴や濃厚接触者に関する詳しい調査を進めると同時に、当該者が勤務するエリアにて勤務する全社員に対し、本日より〇月〇日までの最長14日間、在宅勤務・自宅待機を行うように指示したところです。なお、当該者が勤務の際立ち寄った可能性のあるエリア、使用した什器につきましては速やかに消毒作業を実施いたします。

今後につきましては、所管保健所をはじめ関係機関と連携し、社員・ご家族の安全確保を最優先に、社内外への感染拡大防止に向けて最大限努力して参る所存です。皆様方には多大なるご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 株式会社 □□ 総務・広報グループ 広報担当 △△
TEL: 03-XXXX-XXXX / e-mail: ...@...co.jp

【参考6】感染者が発生した場合の公表文例 2

簡易バージョン

2020年〇月〇日
株式会社 □□
総務・広報グループ 広報担当

当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年〇月〇日、当社〇〇営業所に勤務する従業員1名が新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していることが判明いたしましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

- 感 染 者 : 当社〇〇営業所に勤務する社員 1名
(住所・電話番号・階数 等)
- 濃厚接触者 : 現在、所管保健所の指導のもと確認中
- 経 緯 : 〇月〇日(曜日) 症状を覚知、
〇月〇日(曜日) PCR検査を受検。
〇月〇日(曜日) 午後陽性が判明。
※ 最終出勤日: 〇月〇日(曜日)
- 対 応 : 〇月〇日(曜日)、感染疑いがある従業員の連絡があったため、同日、当該従業員の行動範囲の共用部の消毒作業を実施。
- 消 毒 箇 所 : 営業所内、ビル通入口、共用廊下、トイレ、給湯室

今後につきましては、所管保健所をはじめ関係機関と連携し、感染拡大防止に向けて最大限努力して参る所存です。

皆様方には多大なるご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 株式会社 □□ 総務・広報グループ 広報担当 △△
TEL: 03-XXXX-XXXX / e-mail: ...@...co.jp

両書式とも、貴社の状況に応じて加筆・修正すること

Part 4 Q & A、リンク集

【参考7】 行動記録表様式例と健康管理表様式例

〈行動記録表 様式例〉

- ・感染発覚後に過去の行動を振り返るほか、濃厚接触者を特定するために使用する（保健所の調査の参考となる）
- ・日付、時刻、どこで、誰と、何をしたかといった情報に加えて、相手の連絡先や当日のマスク使用・手指消毒の有無などを記載するとよい。

いつ		どこで（接触場所）	誰と（接触者氏名）	連絡先（接触者の連絡先）	備考
日付	時刻				
4/7	9:00~12:00	〇〇株式会社	職場に出勤	〇〇太郎、〇〇花子、△△次郎	全員マスク着用
	12:30~13:00	〇〇株式会社	会議	〇〇株式会社 003-000-0000	全員マスク着用
	13:00~15:00	〇〇株式会社	会議	〇〇株式会社 003-000-0000	全員マスク着用
/					
/					
/					

〈健康管理表 様式例〉

- ・自分自身の健康状態をチェックするために使用。
- ・体調不良後の経過観察にも利用できる。

いつ		どこで（接触場所）	誰と（接触者氏名）	連絡先（接触者の連絡先）	備考
日付	時刻				
4/7	9:00~12:00	〇〇株式会社	職場に出勤	〇〇太郎、〇〇花子、△△次郎	全員マスク着用
	12:30~13:00	〇〇株式会社	会議	〇〇株式会社 003-000-0000	全員マスク着用
	13:00~15:00	〇〇株式会社	会議	〇〇株式会社 003-000-0000	全員マスク着用
/					
/					
/					

【参考8】 個人情報の第三者提供に関する同意書例

株式会社 〇〇
代表取締役 ×× ×× 様

個人情報の第三者提供に関する同意書

私は、貴社が取得した私に関する情報を第三者に提供することについて、下記のとおり同意します。

記

1. 情報を提供する第三者

- ・当社従業員のうち、別紙「行動調査報告書」に記載された接触者
- ・当社従業員
- ・△△区保健センター

2. 提供する個人情報

- ・氏名、所属部署
- ・別紙「行動調査報告書」記載の事項（調査日、勤務場所、業務内容、接触者の氏名・属性）
- ・症状及び治療状況

3. 第三者における利用目的

- ・新型コロナウイルス感染経路の確認のため
- ・社内・社外における新型コロナウイルス感染症の拡大・二次感染防止のため
- ・当事業活動の継続等の判断をするため

以上

2020年 月 日

氏名: _____

両書式とも、貴社の状況に応じて加筆・修正すること

挑みつづける、変わらぬ意志で。



【参考】

- 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室HP
- 厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」
- 国立感染症研究所HP「新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ」
- 東京都HP「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、東京都総務局・福祉保健局HP、その他自治体HP・公表資料
- (一社)日本渡航医学会・(公社)日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」 等